

地域産業委員会 令和5年1月13日
スポーツ・文化・国際都市部 資料16番
所管 文化振興課

大田文化の森ホール棟特定天井改修及び大規模改修による施設の供用停止について

1 背景・理由

大田文化の森は、平成13年11月に開館後、21年が経過し、これまでも計画的に改修・修繕工事を適時実施してきた。平成23年の東日本大震災での天井の落下被害を踏まえた平成25年の国の告示を経て、「区立施設における特定天井耐震化対策基本方針（平成29年11月17日付け29企整発第10434号区長決定）」において、特定天井耐震化対策を行うこととしている。

特定天井改修工事にかかる基本設計委託のなかで、老朽化に伴う施設劣化状況についてあらためて調査を行った。その結果と併せて、施設の機能性向上のための改修工事も実施する予定である。

なお、特定天井改修工事は長期間となることから、ホール棟の供用停止とする。

2 供用停止期間

令和6年5月1日から令和7年6月30日まで（予定）

※ホール棟は休止の影響が大きい。また、半年前からの申込みが可能であることから、1年3か月前（令和5年2月1日）から利用者への周知を図っていく。（周知方法により、それぞれ適切な時期から周知を開始する。）

3 供用停止期間の周知方法

- (1) (公財) 大田区文化振興協会ホームページ
- (2) 区ホームページ
- (3) 大田文化の森施設内及び近隣地域（新井宿）掲示板
- (4) うぐいすネット
- (5) 区報

4 その他

ホール棟以外の工事は行わない。ホール棟供用停止期間中のチケット販売及びその他の受付業務については、営業継続となる。